

4日獣発第207号  
令和4年10月25日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## マイクロチップ登録(法定登録及び AIPO 登録) における登録申込用紙の作成について

このことについて、令和4年7月1日付け4日獣発第100号「日本獣医師会のマイクロチップ登録（AIPO登録）における登録申込用紙について」において登録申込用紙を8月以降に完成させる旨ご案内させていただいたところです。その後、本会では環境省とともにマイクロチップ登録における課題を整理し、解決に向けた今後の取組の方策について協議するラウンドテーブル（本会副会長兼専務理事及び環境省大臣官房審議官をトップとする円卓会議）を設置して検討を進めてまいりました。その中での課題のひとつとして、法廷登録とAIPOへの登録が全く異なるものとして二重に存在していることにより、登録手続きが複雑化してしまい、飼育者にとって、また案内する獣医師にとって不便なものになっていることを解消すべく、法定登録とAIPOのマイクロチップ登録申請を一元化することについて検討してまいりました。現在、法定登録とAIPOの登録を複写式により一体化した申込用紙の作成に向けて取り急ぎ準備を進めているところです。

こうした事情により、当初のご案内から時期が遅れておりますこととお詫び申し上げます。年内を目途に作成できるよう検討を進めておりますので、今しばらくお待ちいただきたく存じます。

印刷完了時期及び詳細な手続対応の手順が決まりましたら、改めてご案内いたします。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

### 本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会  
担当：本田・中村・畠山・松岡  
TEL：03-3475-1601